

第 4 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年4月26日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	1 1	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	1 2	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	1 3	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	1 4	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	1 5	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	1 6	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	1 7	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	1 8	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	1 9	田 守 文 夫	出席
1 0	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 1 番 貞 廣 渉 委員
 - 2 番 土 田 純 雄 委員

5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 土地の現況証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議 長 ただ今から、令和 3 年第 4 回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は 19 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、1 番 貞廣委員、2 番 土田委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 7 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 1 号を終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 2 号第 1 項及び第 2 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 2 号を終了いたします。

次に、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 1 号第 1 項朗読、説明)

本件につきましては、土地引き渡しの時期から 6 か月以内に合意解約が成立していることから、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第 1 号第 1 項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5番 4月14日に譲受人のほうにお伺いして、お話を聞いてまいりました。譲渡人は、
以前は万年地域で農業を営んでおられて、15年ほど前に農業をやめられ幕別町の
ほうに住んでいるというのが現状でございます。15年前より今回の譲受人のお父様
が3条での賃貸借の契約を結んでおり、譲渡人は音更にある農地を処分するというこ
とで、今回、3条での売買の申請が上がってきております。

売買金額については、少々、低めの価格であります。地域に及ぼす影響はないと
判断してまいりました。以上です。

議長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、
調査報告をいたします。

4月12日に譲受人のところへ行ってお話を伺ってまいりました。長らく借りておられた土地でありますけれども、1月の総会で現況証明の願出をして地目の整理を行い、この売買に向けて準備を進めてきたものでございます。

こちらの土地は、長芋を作付けできる部分があるということで、地域の平均価格より若干高めではありますけれども、それほど地域の調和要件を崩すようなものではないと判断してまいりました。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4番 先日、譲渡人、譲受人宅にお邪魔いたしましてお話を伺ってまいりました。場所、面積等確認の上、お父様から息子さんへの親子間の贈与ということでもありますので、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 4月8日に貸主にお話を伺ってまいりました。議案第1号第1項に関連いたしまし
て、今回の貸主と借主の間で契約していた土地の一部を解約し、新たに、貸主所有の
他の土地との契約ということになります。

この土地は、交通量が多い道路を通り貸主の自宅から離れた場所にありまして、高
齢のためこちらを賃貸借し、交通量の少ない自宅の近くの一部解約した土地は自身で
作付けするというございます。賃貸料につきましては、若干地域としては高め
ですけれども、地域調和要件等も問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

1 1 番 この案件ですけれども、土地は音更町にあります。貸主、借主は土幌町の方で
ございます。音更町との町境で、河川敷を一段上がったところにありまして、土地の形
がひょうたん型でございます。

借主は酪農家で、今年はデントコーンを作付けするというございます。賃貸
料につきましては、畑の状況からみて妥当な金額であると思われま。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
ん

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農業後継者住宅を建設するために、786.10平方メートルを農用区域内から除外するための諮問であります。

「調査書」につきましては、この後、議案第5号において本件に関する農地法第5条の規定によります後継者住宅建設の転用許可申請についてご審議をいただきます関係上、資料を兼用しておりますので、4ページから9ページを参考にご覧いただきたいと存じます。

現宅地に隣接して農地への影響が最小限となるよう計画されたところであります。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、土地所有者の後継者が住宅を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の4ページから9ページのとおりで、8ページの求積図のとおり、あわせて786.10平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の4ページにあるとおり、第1種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業後継者住宅であり、現在の宅地内では建設できるスペ

ースが手狭なため、現宅地に隣接して農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われる。

一般基準につきましては、「調査書」の7ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の借入申込みの確認証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われま

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 2月9日に事務局とともに現地確認をしてみました。先ほど事務局のほうから説明があったとおり、後継者の住宅を建てるということでもあります。この建設にあたって周りの農地に影響を及ぼすことはない判断をしてみました。以上です。

議 長 白川委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の10ページから12ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から調査報告をお願いいたします。

8番 現地を確認してみました。位置図のほうを見ていただければわかりますとおり、場所は、共栄コミュニティセンターの北側にあたります。区画分譲された場所でありまして、現状といたしましては、雑種地ということで非農地であることを確認してみました。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の13ページから15ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 この案件ですけれども、4月14日にお話を伺ってまいりました。「調査書」の15ページの図面を見ていただきますと、現況といたしましては、倉庫、ビニールハウス、作業土場等というように使用されているところですが、土地所有者の息子さんが2年ほど前に結婚され、昨年、経営移譲され農業を営んでおりますが、現在、帯広市のほうから通ってきているということでございます。今回、住宅を建設するという事で、ビニールハウスを移動して、この辺りに住宅を建てようとした際、この土地の地目が畑になっていたので、現況に合わせて地目を整理しようということで出された願出でございます。面積は少々大きいというようには思いますが、位置的にも形状的にも致し方ないというように判断いたしました。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。議案第7号につきましては、先に、第1項の審議を行い、その後に第2項から第26項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、まず議案第7号第1項については、私自身に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、議長退席し、この間、高野会長職務代理に議長を務めていただきます。暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第7号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第7号第1項朗読、説明)
以上、第1項につきましては、別添「調査書」16ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、決定いたします。
石川会長入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
続きまして、議案第7号第2項から第26項までの件を一括議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第7号第2項から第8項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。つきましては、第9項からご説明いたしますので、「議案書」14ページをご覧ください。

(議案第7号第9項から第26項朗読、説明)

なお、第2項から第26項につきましては、別添「調査書」16ページから24ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第2項から第26項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第2項から第26項について、決定いたします。
次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。
本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、東旭地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東旭地区のBさん(35歳)を選定いたしました。
第2項、柳町仲地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた東豊田地区の法人Dを選定いたしました。
第3項、梢地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた豊秋地区のFさん(60歳)、同じく豊秋地区のGさん(58歳)、同じく豊秋地区のHさん(52歳)の3名を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第8号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。
続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和3年第4回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時15分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年4月26日

議長 石川清光